



桃山台 3 丁目第二建築協定

認可 平成 29 年 6 月 18 日

区画 2.2ha 69 区画

- ①建物用途 専用住宅
- ②階数 地階を除き 2 階以下
- ③敷地地盤面の変更禁止(車庫等の造成は除く)
- ④敷地分割禁止
- ⑤道路に面する自動車の出入り口幅の合計 6m 以下
- ⑥敷地内緑化努力義務

連絡先 桃山台 3 丁目第二建築協定運営委員会

吹田市都市計画部開発審査室建築許認可担当 (06-6384-1972)

平成 29 年 8 月現在